

【適用スライド 判定フロー】より先に確認すべきポイント

湯沢市

- ・対象項目類(※1)、ごとに請負額の1%(※2)を超えているか
- ・賃金等の変動により対象工事額の変更額が1%を超えるか
(全体スライドについては1.5%)

超えていない
確認できない

請求不可

- ※1 対象品目類
「鋼材類」「燃料油」「アスファルト類」
「コンクリート類」「その他工事材料」
- ※2 対象品目について、「品目類ごとの増額分」が対象工事費の1%を超えるものが対象
- ※3
・当初契約時点購入予定価格と、変動後購入価格を元にした概算確認資料
・対象材料の価格(数量・単価)、購入先、搬入、購入の時期を証明する書類(納品書・請求書)

超えていることが確認できる

根拠資料(※3)を添えて請求可能

【適用スライド 判定フロー】

